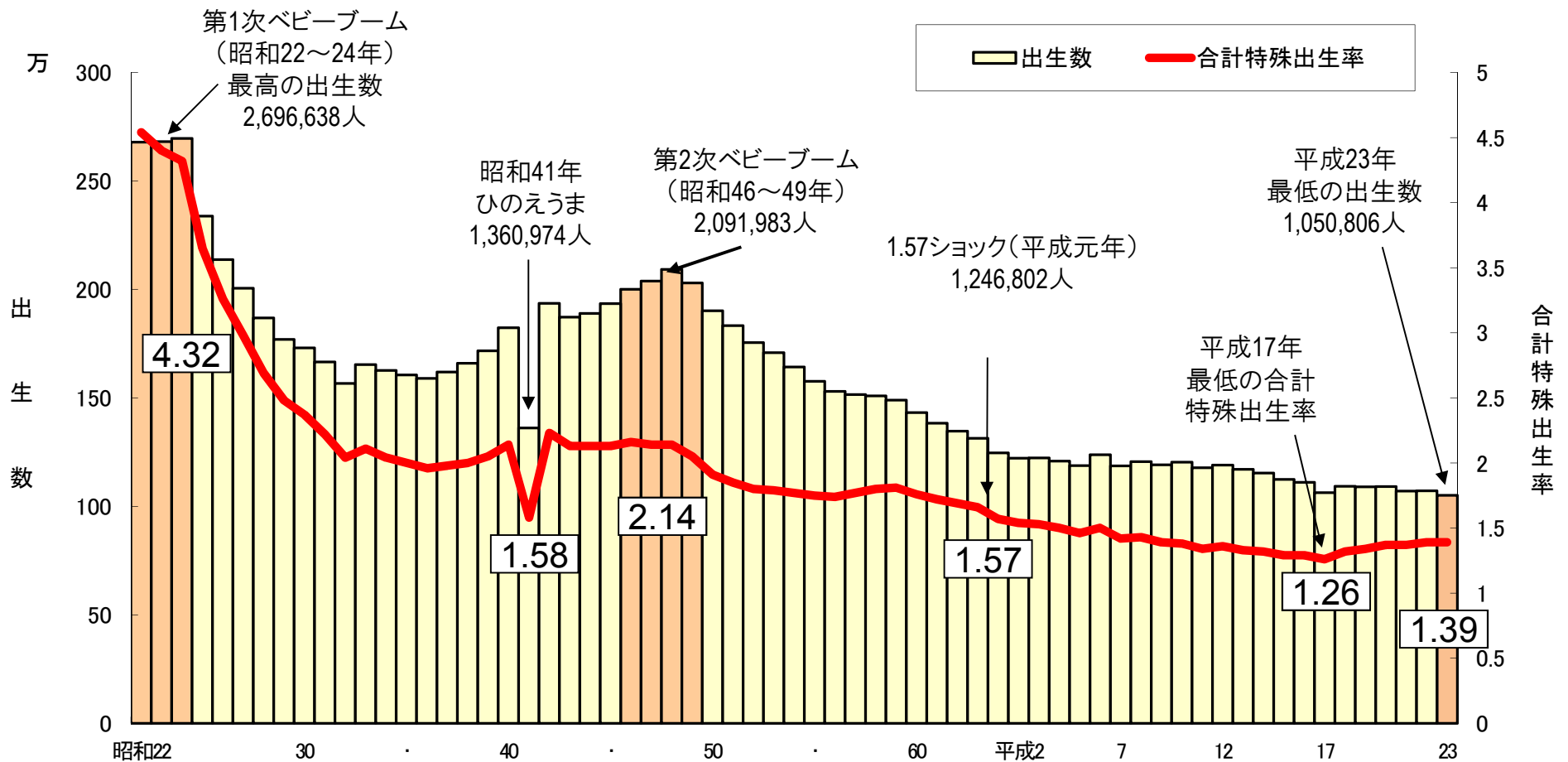


不妊治療をめぐる現状

日本の出生数と合計特殊出生率の推移

○ 平成23年は、出生数105万806人、合計特殊出生率1.39。平成17年に1.26と過去最低を記録してから微増傾向にあるが、なお楽観できない状況。

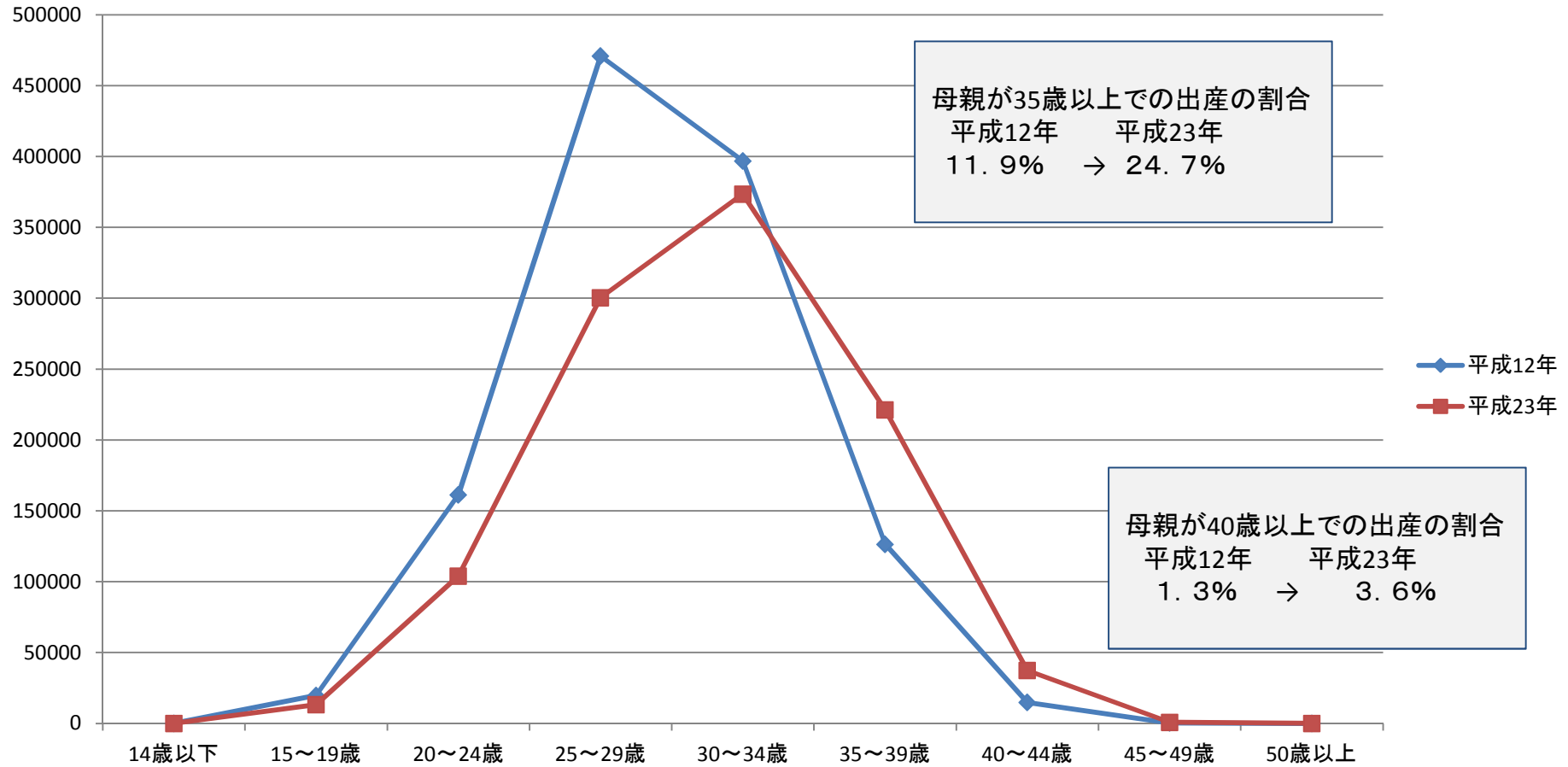


資料：厚生労働省「人口動態統計」、総務省「平成23年10月1日現在推計人口」

母親の年齢(割合)の推移

およそ10年間で、母親の年齢が35歳以上の出産の割合は倍増している。

出生時における母親の年齢(5歳ごと)



(厚生労働省人口動態統計より)

不妊治療について



I 保険適用されている不妊治療

①排卵誘発剤などの薬物療法、②卵管疎通障害に対する卵管通気法、卵管形成術、③精管機能障害に対する精管形成術

II 保険適用されていない不妊治療

1. 人工授精

精液を注入器を用いて直接子宮腔に注入し、妊娠を図る方法。夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。精子提供者の種類によって、

- (1) 配偶者間人工授精 (AIH)
- (2) 非配偶者間人工授精 (AID)

に分類される。

2. 体外受精

体外受精には

- ・ IVF-ET (体外受精、胚移植)
- ・ ICSI (顕微授精。卵細胞質内精子注入法)

といった方法がある。日本では配偶者間においてのみ行われている。

体外受精の実施数(平成22年)

	治療のべ件数(人)	出生児数(人)	胚移植から出生に至る確率(%)
新鮮胚(卵)を用いた治療	67,714	4,657	15.9
凍結胚(卵)を用いた治療	83,770	19,011	22.4
顕微授精を用いた治療	90,677	5,277	13.5
合計	242,161	28,945	—

資料)日本産科婦人科学会が集計した平成22年実績

(注:胚移植から出生に至る確率は、体外受精を実施した患者について、子どもの出生に至った件数を子宮内への受精卵移植を実施した件数で割った数値である。)

体外受精による出生児数の推移

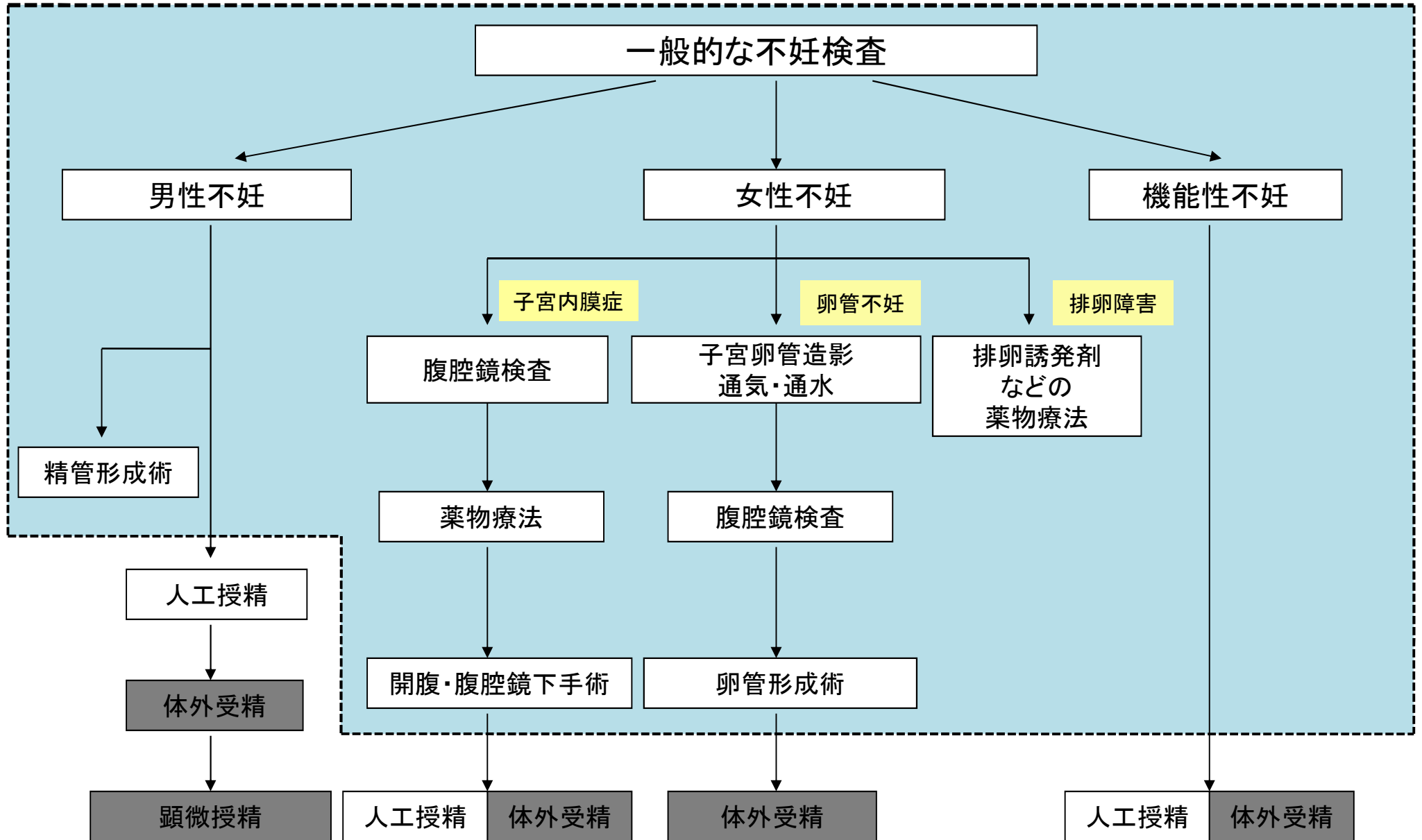
年	体外受精出生児数(人)	総出生児数(人)	割合(%)
2004年(H16)	18,168	1,110,721	1.64
2005年(H17)	19,112	1,062,530	1.80
2006年(H18)	19,587	1,092,674	1.79
2007年(H19)	19,595	1,089,818	1.80
2008年(H20)	21,704	1,091,156	1.99
2009年(H21)	26,680	1,070,035	2.49
2010年(H22)	28,945	1,071,304	2.70

(注:体外受精出生児数は、新鮮胚(卵)を用いた治療数、凍結胚(卵)を用いた治療及び顕微授精を用いた治療の合計であり、日本産科婦人科学会の集計による。総出生児数は、人口動態統計による。)

不妊治療の流れ(概略図)

■ 特定不妊治療

▭ 保険適用となっている領域



不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- 給付の内容 1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したもののついては、1回7.5万円）、
1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

2. 沿革

- 平成16年度創設 支給期間2年間として制度開始
- 平成18年度 支給期間2年間に延長
- 平成19年度 給付金額を1年度あたり1回10万円、
2回までに増額、所得制限額を
（650万円 → 730万円）引き上げ
- 平成21年度補正予算 給付額10万円→15万円
- 平成22年度予算 給付額15万円を継続
- 平成23年度予算 1年度目を年3回に拡充
- 平成25年度予算案 凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給
付額を見直し（15万円→7.5万円）

3. 支給実績

平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件

特定不妊治療助成事業における助成対象者の状況(平成23年度)

	件数
延べ件数	112,642件
実人員数	68,261人
1人あたり平均助成件数	1.65回

年間助成回数	実人員数	割合
1回	32,353人	47.4%
2回	28,740人	42.1%
3回	7,168人	10.5%
合計	68,261人	100.0%

年齢	延べ件数	割合
～24歳	238件	0.2%
25～29歳	6,137件	5.4%
30～34歳	26,961件	23.9%
35～39歳	45,392件	40.3%
40～44歳	30,040件	26.7%
45歳～	3,868件	3.4%
不明	6件	0.0%
合計	112,642件	100.0%

助成年数	実人員数	割合
1年目	34,035人	49.9%
2年目	19,533人	28.6%
3年目	9,204人	13.5%
4年目	3,866人	5.7%
5年目	1,623人	2.4%
合計	68,261人	100.0%

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の実施医療機関指定要件指針について

1. 実施医療機関の具備すべき施設・設備基準

- (1) 必ず有すべき施設・設備
 - 採卵室・胚移植室 ○ 培養室 ○ 凍結保存設備 ○ 診察室・処置室
- (2) その他の望ましい施設
 - 採精室 ○ カウンセリングルーム
 - 検査室(特に、精液検査、精子浮遊液の調整等、不妊治療に関する検査を行う設備を設置した室)
- (3) その他の要件
 - 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、妊娠から出産に至る全ての経過の把握および日本産科婦人科学会に対する報告を行っている医療機関であること。
 - 倫理委員会を設置することが望ましい。その委員構成等については、日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずることとする。ただし、自医療機関で十分な人員は確保できない場合には、他の医療機関・大学等に設置されている、上記会告に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこととする。 等

2. 実施医療機関の配置すべき人員の基準

- (1) 配置が必要な人員
 - 実績責任者(1名) ○ 実施医師(1名以上、実績責任者と同一人でも可) ○ 看護師(1名)
- (2) 配置が望ましい要員
 - 配偶子、受精卵及び胚の操作・取扱い、並びに培養室、採精室及び移植室などの施設・器具の準備・保守の一切を実際に行う、生殖補助医療に精通した技術者(いわゆる胚培養士)
 - 患者(夫婦)が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の援助、不妊の悩みや不妊治療後の妊娠・出産のケア等、患者(夫婦)を看護の側面から支援する者(いわゆるコーディネーター)
 - 心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者(夫婦)をカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者(いわゆるカウンセラー) 等

※指定を行った医療機関については、3年を目途に、要件に照らして再審査を行うものとしている。

※指定医療機関数 574 (平成24年7月1日現在)

不妊専門相談センター事業

※「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施。平成25年度予算案：約92億円の内数

○ 対象者

不妊について悩む夫婦等を対象

○ 事業内容

- (1)不妊について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師などが、医学的な相談や心の悩むについて指導を行う。
- (2)不妊について悩む夫婦に対し、診療機関毎の不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施。
- (3)不妊相談を行う専門相談員の配置。
- (4)その他不妊相談に必要な事項

○ 実施担当者

不妊治療に関する専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所

医療機関、保健所等において実施(実施主体：都道府県・指定都市・中核市)
全国61ヵ所(平成24年度) ※自治体単独も含む

○ 相談実績

23年度：22,093件(内訳：電話10,511件、面接6,830件、メール3,656件、その他1,096件)
(相談内容)・不妊症の検査・治療(6,779件) ・費用や助成制度に関すること(6,507件)
・不妊の原因(1,903件) ・不妊治療を実施している医療機関の情報(1,724件)
・家族に関すること(1,517件) ・主治医や医療機関に対する不満(966件)
・世間の偏見や無理解による不満(717件)